

労働・傷病兵・社会省

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

第 40/2016/TT-BLĐTBXH 号

ハノイ、2016 年 10 月 25 日

通達

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者についての労働法の一部条項の施行細則を定める 2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導

労働・傷病兵・社会省の機能、任務、権限及び組織構成を定める 2012 年 12 月 20 日付政令 106/2012/NĐ-CP 号に基づき、

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者についての労働法の一部条項の施行細則を定める 2016 年 2 月 3 日付政令第 11/2016/NĐ-CP 号に基づき、

雇用局局長の提案に従い、

労働・傷病兵・社会省大臣はベトナムにおいて勤務する外国人労働者についての労働法の一部条項の施行細則を定める 2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号（以下、「政令 11/2016/NĐ-CP 号」）の一部条項の施行指導を定める通達を公布する。

第一章

総則

第 1 条 適用範囲及び適用対象

- 1、本通達は、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者のための労働許可証の発給に関する政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行を指導する。
- 2、本通達の適用範囲は、政令 11/2016/NĐ-CP 号第 2 条に定める適用対象、及び関連する他の機関、組織、個人である。

第 2 条 契約に基づくサービス提供者、サービス販売営業の形式で勤務する外国人労働者、及び一部の特別な場合における使用者

- 1、政令 11/2016/NĐ-CP 号 2 条 1 項 d 号に定める契約に基づくサービス提供者とは、ベトナムに商業的主体が存在しない外国企業において、少なくとも 2 年間（24 ヶ月）勤務し、かつ政令 11/2016/NĐ-CP 号 3 条 3 項が定める専門家に関する条件を満たす外国人労働者である。
- 2、政令 11/2016/NĐ-CP 号 2 条 1 項 d 号に定めるサービス販売営業の形式で勤務する外国人労働者とは、ベトナムに居住せず、かつベトナムにおける収入源からいかなる報酬をも受けない者であり、かつサービス提供事業者が提供するサービスの販売営業のために、当該サービス提供事業者のための代理行為に関する活動に参加する者である。ただし、一般公衆に対する直接のサービス販売を行わないこと、及び当該サービスの提供に直接参加しないことを条件とする。
- 3、一部の特別な場合における使用者

- a) 政令 11/2016/NĐ-CP 号 2 条 1 項 c 号、d 号に定める外国人労働者にとって、使用者とは、当該労働者が各種の契約を履行するために訪問し、業務を行う、ベトナムにおける取引相手である。
- b) 政令 11/2016/NĐ-CP 号 2 条 1 項 đ 号、h 号に定める外国人労働者にとって、使用者とは、サービス販売営業や商業的主体の設立業務を担当するためベトナムに入国する外国人労働者である。

第 3 条 労働許可証発給機関

1、労働・傷病兵・社会省は、外国人労働者を使用する必要性に関する承認、労働許可証が免除される外国人労働者の確認、労働許可証の発給、再発給、労働許可証の回収、労働許可証が回収されたことの確認、労働許可証を保有せずに以下に示す使用者の下で勤務する外国人労働者を強制退去させるための公安機関に対する要請を行う。

- a) 中央レベルの国家機関、政治団体、政治・社会団体、政治・社会・職業団体、社会団体、社会・職業団体の中央機関
- b) ベトナムに所在する外国の非政府組織、国際組織
- c) 公的事業単位の設立、再編、解散について定める 2012 年 6 月 28 日付政令 55/2012/NĐ-CP 号 2 条 1 項 a、b、c 号に定める事業単位。中央省庁、中央省庁と同等の機関、政府直属機関、政府又は政府首相により設立された組織の内の公的事業単位ではない組織、ハノイ国家大学、ホーチミン市国家大学に付属する公的事業単位を含む。
- d) ベトナムに所在する外国プロジェクト、国際組織の事務所
- đ) 法令に従い設立された企業会、企業協会

2、労働・傷病兵・社会局は、労働許可証が免除される外国人労働者の確認、労働許可証の発給、再発給、労働許可証の回収、労働許可証が回収されたことの確認、労働許可証を保有せずに以下に示す使用者の下で勤務する外国人労働者を強制退去させるための公安機関に対する要請を行う。

- a) 政令 11/2016/NĐ-CP 号 2 条 2 項 a、b、c、h、i、k、m 号に定める使用者
- b) 地方レベルの国家機関
- c) 地方レベルの政治団体、政治・社会団体、政治・社会・職業団体、社会団体、社会・職業団体
- d) 公的事業単位の設立、再編、解散について定める 2012 年 6 月 28 日付政令 55/2012/NĐ-CP 号第 2 条 1 項 d、đ、e 号に定める事業単位。省レベルの人民委員会、省レベルの人民委員会に属する専門機関、県・区・町・省直属市の人民委員会に付属する公的事業単位を含む。

第 4 条 外国人労働者の使用

1、使用者（請負業者を除く）は、外国人労働者を使用する予定日の遅くとも 30 日前に、労働・傷病兵・社会省、又は省レベルの人民委員会の委員長（以下、「承認機関」）に対し、本通達に付属して公布される様式 1 に従い、外国人労働者を使用する必要性に関する説明報告書を提出する。

外国人労働者を使用する必要性の変更がある場合、使用者は、外国人労働者の使用する予定日の遅くとも 30 日前に、承認機関に対し、本通達に付属して公布される様式 2 に従い、変更に関する説明報告書を提出する。

2、承認機関は、説明報告書又は変更に関する説明報告書を受領した日から 15 日間以内に、使用者に対して、本通達に付属して公布される様式 3 に従い、外国人労働者の使用に関する承認について通知する。

第 5 条 請負業者による外国人労働者の使用

1、請負業者は、政令 11/2016/NĐ-CP 号 5 条 1 項に従って外国人労働者を使用する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を使用することについて、本通達に付属して公布される様式 4 に従って、当該請負業者が請負業務を実施する地の省レベルの人民委員会の委員長に対し、要請する。

申告した外国人労働者の人数を修正、追加する必要がある場合、本通達に付属して公布される様式 5 に従い、請負業務を実施する地の省レベル人民委員会の委員長に対してこれを行う。

2、省レベルの人民委員会の委員長は、請負業者のためにベトナム人労働者の紹介・調達を行うよう地方の機関・組織に対して指導する。ベトナム人労働者の紹介・調達ができない場合、省レベルの人民委員会の委員長は、本通達に付属して公布される様式 6 に従い、請負業者がベトナム人労働者を雇用することできない業務上の地位に外国人労働者を雇用することについて決定する。

第二章

労働許可証の発給、再発給、回収

第 6 条 労働許可証の発給申請書類

政令 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 1 項、4 項及び 7 項に定める書類は、以下の通りに実施する。

1、政令 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 1 項に定める使用者による労働許可証の発給申請文書は、本通達に付属して公布される様式 7 に従う。

2、政令 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 4 項に定める専門家であることを証明する文書は、以下の各書類のいずれかとする。

a) 外国に所在する機関、組織、企業によって、専門家であることが確認される文書。当該文書には、確認を行う機関・組織・企業の名称、生年月日・国籍・当該外国人労働者がベトナムで勤務する予定がある業務上の地位に適合する専門職種等の専門家であることに関する情報を含む。

b) 政令 11/2016/NĐ-CP 号 3 条 3 項 b 号の規定に従う証明書類

3、政令 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 4 項に定める技術労働者であることを証明する文書は、以下の通りとする。

a) 外国人労働者がベトナムで勤務する予定がある業務上の地位に関し、それに適合する技術的な専門分野もしくは他の専門分野に関する少なくとも 1 年間の訓練を受けたことに関する外国の機関、組織、企業による証明書類、又は確認文書

b) 外国人労働者がベトナムで勤務する予定がある業務上の地位に関し、それに適合する専門分野に関して既に訓練を終了し、かつ少なくとも 3 年間の実務経験を既に有していることに関する証明書類

4、政令 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 7 項 a 号に定める外国人労働者が、ベトナムで勤務する日の遅くとも 12 ヶ月前に、当該外国企業に雇用されたことを証明する文書は、以下の各書類のいずれかとする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 外国人労働者を雇用したことに関する使用者による確認文書
- b) 労働契約書
- c) 外国人労働者を雇用する決定
- d) 外国人労働者の納税証明書、又は保険料払込済証明書

5、政令 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 7 項 c 号に定める、外国人労働者がベトナムにおける商業的主体が存在しない外国企業において少なくとも 2 年間の期間の勤務経験を有することを証明する文書は、本条 4 項に定める各書類のいずれかとする。

第 7 条 労働許可証

1、労働許可証の様式は、政令 11/2016/NĐ-CP 号 12 条 2 項の規定に従う。

a) 労働許可証は、A4 サイズ (21 cm x 29.7 cm)、2 ページから成り、1 ページ目は青色で、プラスチックで表面加工をし、2 ページ目は白地に青色の模様があり、中心に星の形を加えるものとする。

b) 労働許可証の内容は、本通達に付属して公布される様式 8 に従う。

2、労働許可証は、労働・傷病兵・社会省により、統一的に発給される。

第 8 条 労働許可証再発給の申請書類

政令 11/2016/NĐ-CP 号 14 条 1 項に定める使用者による労働許可証再発給の申請書類は、本通達に付属して公布される様式 7 に従う。

第 9 条 1 年間における累積時間

政令 11/2016/NĐ-CP 号 7 条 2 項 e 号に定める 1 年間における累積時間とは、外国人労働者がベトナムで勤務を開始した日を起算日とし、連続する 12 ヶ月間の時間を意味する。

第 10 条 労働許可証発給、再発給、労働許可証免除認定に関する申請書類の提出と受理

1、使用者は、労働許可証発給、再発給の申請書類を労働許可証発給機関に提出する。

2、使用者は、労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請書類を労働許可証発給機関に提出する。労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請文書は、本通達に付属して公布される様式 9 に従う。

3、労働許可証発給機関は、労働許可証発給、再発給の申請書類、労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請書類を受領した後、本通達に付属して公布される様式 10 に従う記録簿に記載し、使用者に書類受理確認書を交付しなければならない。当該受理確認書には、書類受理日付、受理した書類の内容、及び回答予定日を明確に記載しなければならない。

4、労働許可証発給機関は、労働許可証発給、再発給の申請書類、労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請書類を保管する。

第 11 条 労働許可証の発給、再発給をしない旨の回答文書、労働許可証発給を免除される外国人労働者を確認する旨の回答文書

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1、政令 11/2016/NĐ-CP 号 12 条 2 項に従い、労働許可証の発給をしない場合、及び政令 11/2016/NĐ-CP 号 15 条 2 項の規定に従い、労働許可証の再発給をしない場合、労働許可証発給機関は、本通達に付属して公布される様式 11 に従い、文書により回答する。

2、労働許可証発給機関は、本通達に付属して公布される様式 12 に従い、政令 11/2016/NĐ-CP 号 8 条 4 項に定める労働許可証が免除される外国人労働者を認定する。労働許可証が免除される外国人労働者を認定しない場合、文書により明確な理由を付して回答しなければならない。

第 12 条 労働許可証の回収

1、政令 11/2016/NĐ-CP 号 17 条 1 項に定める労働許可証の回収は、以下の通りに行う。

a) 労働許可証が効力を失った日から 15 日間以内に、使用者は、外国人労働者の労働許可証を回収し、労働許可証を発給した機関に提出する。その際、回収した場合、回収すべき場合にもかかわらず回収できない場合における個別具体的な各場合の理由を記述した文書を添付しなければならない。

b) 回収した労働許可証、及び本項 a 号が定める使用者による添付文書を受領した日から 5 日間以内に、労働許可証発給機関は、回収された労働許可証を使用者から受領した旨を確認する文書を発行する。

2、政令 11/2016/NĐ-CP 号 17 条 3 項 b 項に定める労働許可証を回収する決定は、本通達に付属して公布される様式 13 に従う。

第 13 条 報告制度

1、事業主は、四半期毎の外国人の使用状況について、労働・傷病兵・社会局に対して、本通達に付属して公布される様式 14 号に従い、翌四半期の初月の 5 日前までに報告する。

2、労働・傷病兵・社会局は、各四半期の最初の月の 10 日、7 月 15 日及び 1 月 15 日のそれぞれの日より前に、地域の外国人労働者の状況について、本通達に付属して公布される様式 15 号に従い、労働・傷病兵・社会省に報告する。

第三章

実施体制

第 14 条 雇用局の責任

1、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する法令の規定に関する宣伝、周知活動、訓練を行う。

2、政令 11/2016/NĐ-CP 号 20 条 2 項 c 号に従い、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する情報を受領する。

3、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する法令の規定の実施に関し、管理、指導、検査を行う。

4、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者の状況について取り纏め、報告する。

5、本通達の 7 条 2 項及び 3 条 1 項に定める労働・傷病兵・社会省の責任を実施する。

第 15 条 省レベルの人民委員会の委員長の責任

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- 1、地域における専門機能機関が、地域における外国人労働者の雇用、管理に関する法律に関する宣伝、周知活動を行うよう指導する他、法令の規定に従い、検査、査察、違反処分を行うよう、指導する。
- 2、地域の各機関、組織が、請負業者のために、ベトナム人労働者の紹介、調達を行うよう、指導する。
- 3、地域においてベトナム人労働者を雇用できない各業務上の地位に外国人労働者を雇用することを許可する決定を行う。
- 4、地域において外国人労働者を雇用することができる業務上の地位について承認する。若しくは権限を受任することができる機関に委任する。

第 16 条 労働・傷病兵・社会局の責任

- 1、地域における企業、組織に対し、ベトナムの労働に関する法令の規定に関する宣伝、周知活動を行う。
- 2、省レベルの人民委員会の委員長の委任に基づき、外国人労働者を使用する必要性に関して、書類の受領、取り纏め、審査、承認、通知を行う。
- 3、法令の規定に従い、地元の請負業者のためのベトナム人労働者の紹介・調達を行う。
- 4、地域において勤務する外国人労働者の雇用、管理に関する法令の規定の実施に関する検査、査察、報告を行う。
- 5、地域における外国人労働者に対する労働許可証の管理、発給、再発給、又は労働許可証を免除する外国人労働者の認定業務において、情報技術を活用する。

第 17 条 使用者の責任

- 1、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関するベトナムの法令の規定を厳守する。
- 2、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関するベトナムの法律規定について、外国人労働者に提供し、指導する。
- 3、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者のために、労働許可証の発給、再発給、労働許可証発給が免除される外国人労働者の認定のための申請手続を行う。
- 4、企業、組織において勤務する外国人労働者と締結した労働契約を法令の規定に従って十分に履行するとともに、労働契約書の写しを添付した労働契約の締結に関する通知文書を労働許可証発給機関に対して提出する。
- 5、企業、組織において勤務する外国人労働者に関する書類を管理し、関連する書類を常に更新、補充する。
- 6、国家機関の要求に応じて、外国人労働者の使用状況を報告する。

第四章

施行条項

第 18 条 施行効力

- 1、本通達は、2016 年 12 月 12 日から効力が発生し、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する労働法の一部条項の施行細則を定める 2013 年 9 月 5 日付政府の政令 102/2013/ND-CP

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

号の一部条項の施行を指導する 2014 年 1 月 20 日付労働・傷病兵・社会省による通達 03/2014/TT-BLĐTBXH 号は、本通達の発効に伴い廃止される。

2、有効である発行済の労働許可証を有する外国人労働者が、当該労働者が勤務している省・市と異なる省・市において、現在と同様の業務上の地位に関して連続して 10 日間以上の期間にわたって勤務することを目的とし、指名、異動、派遣される場合においては、労働許可証を新規に発給される必要はないものの、使用者は外国人労働者が勤務する地の労働・傷病兵・社会局に対して、文書により通知しなければならない。通知内容は外国人労働者が勤務する企業・組織名、勤務場所、業務上の地位、職名、勤務期間とする。また、既に発給された労働許可証の写しを添付する。

3、外国人労働者が労働許可証を既に発給された専門家又は技術労働者である場合、有効である当該労働許可証は、労働許可証の発給、再発給申請書類に関して政令第 11/2016/NĐ-CP 号 10 条 8 項 d 号及び 14 条 3 項 d 号が定める要件を満たす証明文書とみなす。

本通達を実施する過程において問題が生じた場合においては、労働・傷病兵・社会省が迅速に指導、補足を行うための提案が求められる。

受領場所

- 政府首相、及び各各政府副首相
- 国会事務局
- 国家主席官房
- 政府官房
- 共産党中央機関、各部局
- 中央省庁、政府直属機関
- 汚職防止対策本部事務局
- 省レベル・中央直属市の人民評議会、人民委員会
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査院
- 各団体、各協会の中央機関
- 省レベル・中央直属市の労働・傷病兵・社会局
- 法制局(司法省)
- 官報
- 政府電子情報ポータル
- 労働・傷病兵・社会省電子情報ポータル
- 労働・傷病兵・社会省:大臣、各副大臣、関係部局
- 保管、文書課、雇用局(30 部).

大臣を代行して署名する

副大臣

Doan Mau Diep



翻訳協力：弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
(ベトナム拠点)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 1: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....
外国人労働者使用の必要性に関する
報告の件について

.....年.....月日 (地方名)

労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長 御中 (1)

企業/組織情報: 企業/組織名称、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可証、事業/活動分野、企業/組織における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報 (電話番号、メールアドレス)

外国人労働者使用の必要性に関する報告を、以下の通りを行う :

1. 業務上の地位 その 1: (管理者/執行者/専門家/技術労働者の 4 つの業務上の地位から 1 つを選択する)

- 職名: (経理、工事監督者等、企業/組織が自ら申告する)
- 数量(人数) :
- 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :
- 外国人労働者を使用すべき理由 :

2. 業務上の地位 その 2: (管理者/執行者/専門家/技術労働者の 4 つの業務上の地位から 1 つを選択する)

- 職名: (経理、工事監督者等、企業/組織が自ら申告する)
- 数量(人数) :
- 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :
- 外国人労働者を使用すべき理由 :

3. 業務上の地位 (もしあれば、上記と同様に追加する)

労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(2)による検討、審査、承認を求めます。
有難うございます。

企業/組織代表者

文書受取場所:

- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所 :

(記名の上、署名、押印)

注: (1)、(2)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長を記載する (原文では、上記(1)、(2)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省(市)人民委員会委員長」と記載した)。

様式 2: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....
外国人労働者使用の必要性の変更に
関する報告の件について

.....年.....月日 (地方名)

労働・傷病兵・社会省雇用局 /.....省(市)人民委員会委員長 御中 (1)

(企業/組織名)における外国人の労働者を使用する業務上の地位、及び実際上の必要性についての承認通知に関する労働・傷病兵・社会省 雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(2)による 年/月/日付の文書.....号(注: 文書番号を記入)に基づき、

(企業/組織情報: 企業/組織名称、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可証、事業/活動分野、企業/組織における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報(電話番号、メールアドレス)を記載する)

外国人労働者使用の必要性の変更にに関する報告を、以下の通りに行う:

1. 承認された業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:
2. 実際に使用された業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間:
3. 業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間、外国人労働者を使用すべき理由(変更する必要がある場合):

労働・傷病兵・社会省 雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(3)による検討、審査、承認を求めます。
有難うございます。

企業/組織代表者

文書受取場所:

- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所:

(記名の上、署名、押印)

注: (1)、(2)、(3)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長を記載する(原文では、上記(1)(2)(3)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省(市)人民委員会委員長」と記載した)。

様式 3: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

労働・傷病兵・社会省 雇用局/.....省(市)

ベトナム社会主義共和国

人民委員会 (1)

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....

.....年.....月日 (地方名)

外国人労働者を使用する業務上の地位の承認に関する件について

(企業/組織名) 御中

(企業/組織名) による (年/月/日) 付の文書.....号(注: 文書番号を記入)の提案及び.....省(市)人民委員会委員長の承認意見書(あれば)に基づき、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(2)は、(企業/組織名) が外国人労働者を使用できる業務上の地位について、以下の通りに通知する。

I. 承認された業務上の地位

1. 業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間
2. 業務上の地位(あれば)(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から(年/月/日)までの期間

II. 承認されない業務上の地位

1. 業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数) :

理由 :

2. 業務上の地位(あれば)(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数) :

理由 :

(企業/組織名) はベトナムで勤務する外国人労働者に関する法の規定を厳守し、実施する責任を負う./.

局長/委員長 (3)

文書受取場所 :

(記名の上、署名、押印)

- 上記表題に記載した場所、

- 保管場所 :

注: - (1)、(2)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長を記載する
- (3)の箇所は、局長もしくは委員長と記載する
(原文では、上記(1) (2) (3)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 4: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

請負業者名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....

.....年.....月日 (地方名)

外国人労働者を雇用する予定の業務上の地位
にベトナム人労働者を雇用する件について

.....省(市)人民委員会委員長 御中

請負業者の情報: 請負業者名、請負業者が国籍を有する地の国又は領域において登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可証、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可証、請負実施期間

.....の請負業務を実施するために、外国人労働者を雇用する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を雇用することについて、以下の通りに提案する。

(業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、専門レベル、経験、給与額、勤務場所、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間について、個別具体的に記述する。)

.....省(市)人民委員会委員長に対し、上記に述べた業務上の地位に基づき、関連機/組織が弊社のためにベトナム人労働者を紹介し、調達するよう指導されることを求めます。

有難うございます。

文書受取場所:

事業主による確認

請負業者代表

- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所:

(記名の上、署名、押印)

様式 5: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

請負業者名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....
外国人労働者使用の必要性に関する修正、
補足の件について

.....年.....月日 (地方名)

.....省(市)人民委員会委員長 御中

(年/月/日) 付提案文書.....号、及びベトナム人労働者を雇用できない業務上の地位に外国人労働者を雇用することができる旨に関する省レベルの人民委員会の委員長による (年/月/日) 付文書.....号 (あれば) 及び請負業者における実際の必要性に基づき、

(請負業者の情報:、請負業者が国籍を有する地の国又は領域において登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可証、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可証、請負実施期間)

(請負業者名) は、外国人労働者使用の必要性を以下の通りに修正、補足するよう提案する。

1. 外国人労働者が採用される業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、人数:
.....
2. 既に外国人労働者を使用した業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、人数 (あれば) :
.....
3. 変更する外国人労働者の業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、人数、及び理由 (各業務上の地位毎に個別具体的に記述する) :
.....

.....省(市)人民委員会委員長に対し、上記に述べた業務上の地位に基づき、関連機関/組織が弊社のためにベトナム人労働者を紹介し、調達するよう指導されることを求めます。

有難うございます。

文書受取場所:

- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所:

事業主による確認

請負業者代表

(記名の上、署名、押印)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 6: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会
省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

.....省(市)人民委員会

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

.....年.....月日 (地方名)

文書番号:.....

ベトナム人労働者を雇用できない業務上
の地位に外国人労働者を雇用する件について

(請負業者) 御中

(請負業者名) による (年/月/日) 付の文書.....号(注: 文書番号を記入)における提案、及び(請
負業者のためにベトナム人労働者を紹介、調達するよう省(市)の人民委員会主席により指導された
機関/組織名)の報告書に基づき、.....省(市)人民委員会委員長は、ベトナム人労働者を雇用できな
い業務上の位置に(請負業者名)が外国人労働者を雇用できる業務上の地位について、以下の通り
に通知する。

I. 承認された業務上の地位

1. 業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月/日)から
(年/月/日)までの期間
2. 業務上の地位(あれば)(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数)、勤務期間(年/月
/日)から(年/月/日)までの期間

II. 承認されない業務上の地位

1. 業務上の地位(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数) :
理由 :
2. 業務上の地位(あれば)(管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量(人数) :
理由 :

(請負者名)はベトナムで勤務する外国人労働者に関する法の規定を厳守し、実施する責任を負
う./.

.....省(市)人民委員会を代表し

委員長

(記名の上、署名、押印)

文書受取場所:

- 上記表題に記載した場所、
- 保管場所:

様式 7: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....

外国人労働者の労働許可書発給/再発給の
件について

.....年.....月.....日 (地方名)

労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省 (市) 労働・傷病兵・社会局(1) 御中

1. 企業/組織名:
2. 企業/組織形態 (国内企業/外資企業/機関・組織/請負業者) :
3. 企業/組織で勤務する労働者の合計人数 :人
内、外国人労働者の人数:人
4. 所在地:
5. 電話番号: 6. メールアドレス (あれば) :
7. 事業(活動)許可証番号 :
発給機関 : 有効期間 :
事業 (活動) 分野 :
8. 連絡が必要な時のための企業/組織の書類提出者 (電話番号、メールアドレス) :
.....
外国人労働者を雇用する業務上の地位を承認する.....による (年/月/日) 付通知文書.....号に基づき、(企業/組織名) は、以下の外国人労働者に対する労働許可証の発給/再発給を求める。
9. 氏名 (大文字) :
10. 生年月日: 11. 性別 (男/女)
12. 国籍 :
13. 旅券又は旅券に相当する価値を有する文書の番号 :
発給機関 : 有効期間 :
14. 専門(技能)レベル (あれば) :
15. 勤務する企業/組織名:
16. 勤務地 :
17. 業務上の地位 :
18. 職名:
19. 勤務形式(2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号 2 条 1 項の定めに従い、具体的に記入) : ..
20. 給与額 :
21. 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :
22. 労働許可証の受領場所 :
23. 申請理由 (労働許可証再発給の場合のみ記載) :

I. 学歴 (2)

.....
.....
.....

II. 職歴 (3)

24. 勤務先

- 勤務先 その1 :

+勤務場所 :

+業務上の地位 :

+職名 :

+勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :

- 勤務先 その2 :

+勤務場所 :

+業務上の地位 :

+職名 :

+勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :

- 最終勤務先、又は現在の勤務先 :

+勤務場所 :

+業務上の地位 :

+職名 :

+勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :

上記の情報が真実であることを誓約します。誤りがある場合には、法的責任を負います。

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所 :

-上記表題に記載した場所、

-事務所において保管

注 : - (1)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する(原文では、上記(1)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)。

- (2) (3)の箇所は、労働許可証再発給の場合には適用しない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 8: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
Socialist Republic of Vietnam
Independence - Freedom - Happiness

国章

労働許可証
WORK PERMIT

番号:
No:

4 cm x 6 cm

カラー写真
Colour photo

労働許可証 WORK PERMIT

号:
No:

1. 氏名 (大文字): 2. 性別: 男..... 女:.....
Full name (in capital letters) Sex Male Female

3. 生年月日:
Date of birth (day/month/year)

4. 現在の国籍: 旅券番号:
Nationality Passport number

5. 勤務する企業/組織:
Working at enterprise/organization

6. 勤務場所:
Working place

7. 業務上の地位: 管理者 執行者 専門家 技術労働者
Job assignment Manager Excutive Expert Technical worker

8. 職名:
Job title

9. 勤務期間:年.....月.....日から.....年.....月.....日まで
Period of work from (day/month/year) to (day/month/year)

10. 労働許可証発給の状況: 新規発給 再発給 再発給第.....回目
Work permit status New issuance Re-issuance Number of re-issuance

.....年.....月.....日

労働・傷病兵・社会省雇用局 /省 (市) 労働・傷病兵・社会局局長 (1)

(記名の上、署名、押印)

(Signature and stamp)

注: (1) の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局 /省 (市) 労働・傷病兵・社会局局長を記載する。(原文では、上記(1)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)

様式 9: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....

.....年.....月.....日 (地方名)

労働許可証免除となる外国人労働者の認定の件について

労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)労働・傷病兵・社会局 (1) 御中

1. 企業/組織名 :
2. 企業/組織の形態 (国内企業/外資企業/機関、組織/請負業者) :
3. 企業/組織で勤務する労働者の人数合計 :
内、外国人労働者の人数 :
4. 所在地 :
5. 電話番号 :
6. メールアドレス :
7. 事業/活動許可証 :
発給機関 : 有効期間 :
事業/活動分野 :
8. 連絡が必要な時のための企業/組織の書類提出者 (電話番号、メールアドレス) :

外国人労働者使用の承認に関する.....による (年/月/日) 付文書.....号に基づき、(企業/組織名) は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)労働・傷病兵・社会局 (2) に対し、以下に示す外国人労働者 (一覧表の添付あり) が労働許可証免除となる旨を認定するよう求める。具体的な条件は、以下の通りとする。

- 外国人労働者が労働許可証免除となる場合 (2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号 7 条に定める各対象の内のいずれの対象に関するかについて明確に記述する)
- 証明書類の添付 (各書類内容のリストを添付する)

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所 :

- 上記表題に記載した場所、
- 事務所において保管

参考: (1) (2) の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する (原文では、上記(1) (2) の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

労働許可証免除申請をする外国人労働者に関する概要名簿

(企業/組織名) による (年/月/日) 付文書.....号に添付

順序	氏名	性別		生年月日	国籍	旅券又は旅券に相当する価値を有する文書			勤務する企業/組織	専門(技能)レベル (あれば)	業務上の地位	職名	勤務場所	勤務機関	
		男	女			番号	発給機関	有効期間						(年/月/日)から	(年/月/日)まで
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
1															
2															
3															
...															
	合計														

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 10: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

.....年.....月日 (地方名)

外国人労働者記録簿

順序	記入日	氏名	誕生年		国籍	旅券又は旅券に相当する価値を有する文書			業務上の地位	職名	勤務形式	労働許可書						労働許可証免除認定文書			
			男	女		番号	発給機関	有効期間				労働許可書発給			労働許可書再発給			有効期間の始点(年/月/日)	有効期間の始点(年/月/日)	条件不充足により給付せず	
												有効期間の始点(年/月/日)	有効期間の終点(年/月/日)	条件不充足により給付せず	有効期間の始点(年/月/日)	有効期間の終点(年/月/日)	再発給...回目				条件不充足により給付せず
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
1																					
2																					
...																					
合計																					

様式 11: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

労働・傷病兵・社会省 雇用局 /省 (市)
労働・傷病兵・社会局 (1)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....
労働許可証の発給、再発給をしない件
について

.....年.....月.....日 (地方名)

(企業/組織名) 御中

外国人労働者の労働許可証の発給、再発給の申請に関する (企業/組織名) による (年/月/日) 付文書.....号、及び労働許可証の発給、再発給に関する法令の規定に基づき、労働・傷病兵・社会省 雇用局 /省 (市) 労働・傷病兵・社会局 (2) は、下記の外国人労働者に対し労働許可証の発給、再発給をしない旨を通知する。

1. 氏名 : 2. 男 (女)
3. 生年月日 :
4. 国籍 :
5. 旅券又は旅券に相当する価値を有する書類 :
- 発給機関 :有効期間 :
6. 勤務先 (企業/団体名) :
7. 勤務場所 :
8. 業務上の地位 :
9. 職名 :
10. 既に発給された労働許可証 (あれば) の番号 :年.....月.....日
11. 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 :
12. 労働許可証の発給、再発給をしない理由 :

労働・傷病兵・社会省雇用局 /省 (市) 労働・傷病兵・社会局 (3) は、(企業・組織名) に通知する。

雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长 (4)
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所 :
- 上記表題に記載した場所、
- 文書課において保管

注: -(1) (2) (3) の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局 /省 (市) 労働・傷病兵・社会局を記載する
- (4) の箇所は、雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长 を記載する。
(原文では、上記 (1) (2) (3) (4) の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)

様式 12: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

労働・傷病兵・社会省雇用局/
.....省（市）労働・傷病兵・社会局 (1)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
Socialist Republic of Vietnam
Independence - Freedom - Happiness

カラー写真
3 cm x 4 cm
Colour photo

労働許可証免除認定書
CERTIFICATION OF EXEMPTION FROM WORK PERMIT

号:
No:

- 1. 氏名（大文字）: 2. 性別: 男.....女.....
Full name (in capital letters) Sex Male Female
 - 3. 生年月日:
Date of birth (day/month/year)
 - 4. 国籍: 旅券番号:
Nationality Passport number
 - 5. 勤務する企業/組織:
Working at enterprise/organization
 - 6. 勤務場所:
Working place
 - 7. 業務上の地位:
Job assignment
 - 8. 職名:
Job title
 - 9. 勤務期間（年/月/日）から（年/月/日）までの期間:
Period of work from (day/month/year) to (day/month/year)
- 労働許可証を免除する理由:
Reasons for exempted work permit

.....年.....月.....日（地方名）

雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长 (2)
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所:
-上記表題に記載した場所、
-文書課において保管

注:- (1)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局 (Employment Department, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs) /省（市）労働・傷病兵・社会局 (Department of Labour, Invalids and Social Affairs) を記載する
- (2) の箇所は、雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长を記載する。
(原文では、上記(1)(2)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)

様式 13: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

労働・傷病兵・社会省雇用局／.....省（市）
労働・傷病兵・社会局（1）

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....

.....年.....月.....日（地方名）

外国人労働者の労働許可証の回収に関する決定書
雇用局局长／.....省（市）労働・傷病兵・社会局局长（2）

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する労働法の一部条項の施行細則を定める 2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号に基づき、

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する労働法の一部条項の施行指導を定める 2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に基づき、

.....に基づき、
.....の提案を検討し、

決定

第 1 条 下記の外国人労働者に対する労働許可証を回収する：

1. 氏名（大文字）：..... 2. 性別：男..... 女.....
3. 生年月日：..... 4. 国籍：.....
5. 勤務する（企業/組織名）：.....
6. 業務上の地位：.....
7. 職名：.....
8. 既に発給された労働許可証（あれば）の番号：..... 発給日：.....年.....月.....日
9. 勤務期間（年/月/日）から（年/月/日）までの期間：.....

第 2 条（企業/組織名）は、本決定 1 条に記載された外国人労働者の労働許可証を回収する責任を有し、労働許可証を回収した日から 3 日間以内に、当該労働許可証を労働・傷病兵・社会省 雇用局 /.....省（市）労働・傷病兵・社会局(3)に納付しなければならない。

第 3 条 本決定は署名された日から効力を発生する。

第 4 条 1 条に記載された外国人労働者、2 条に記載された（企業/組織名）は、本決定を執行する責任を負う。/.

雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长（4）
（記名の上、署名、押印）

文書受取場所：

- 上記表題に記載した場所、
- 文書課において保管

注：-（1）、（3）の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局／.....省（市）労働・傷病兵・社会局を記載する。

-（2）の箇所は、雇用局局长／.....省（市）労働・傷病兵・社会局局长を記載する。

-（4）雇用局局长/労働・傷病兵・社会局局长

（原文では、（1）～（4）は空欄となっているが、翻訳文では記載した。また原文では（1）の番号が付されていない）

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 14: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

文書番号:.....

.....年.....月日 (地方名)

外国人労働者使用状況の報告

.....省 (市) 労働・傷病兵・社会局 御中

(企業/組織の情報: 企業/組織名称、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可証、事業/活動分野、連絡が必要な時のための企業/組織の代表者 (電話番号、メールアドレス))

(請負業者名) の外国人労働者の採用、使用、管理に関する状況について、下記の通りに報告する。

1. (請負業者の情報: 請負業者名称、請負業者が国籍を有する地の国又は領域に登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可証、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可証、請負実施期間)
2. 請負業者における外国人労働者に関するデータ (データ表を添付する)。
3. 評価、要請 (あれば)

企業/組織の代表者

(記名の上、署名、押印)

文書受取場所:

- 上記表題に記載した場所、
- 文書課において保管

外国人労働者一覧表

(企業/組織名) による (年/月/日) 付報告.....号に添付

単位：人

順序	国籍	年度 期首 からの 総 累計	四半期/6ヶ月/1年毎の 発生実態		業務上の地位				労働許可証					
			合計	内、一年未満 勤務している 外国人労働者	管理者	執行者	専門家	技術 労働者	労働許可 証発給	労働許可 証免除認 定済	労働許可証発給申 請書類/労働許可証 免除認定申請書類 提出済	労働許可証発給申 請書類/労働許可証 免除認定申請書類 未提出	労働 許可証 回収	
														数量
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
													
合計														

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所：

-省(市)労働・傷病兵・社会局
- 保管：.....

注: (4) = (7) + (8) + (9) + (10) = (11) + (12) + (13) + (14) + (15)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

様式 15: 政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

.....省（市）人民委員会
.....省（市）労働・傷病兵・社会局
.....
文書番号:.....

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
.....年.....月.....日（地方名）

第.....四半期/上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関する報告

労働・傷病兵・社会省 雇用局 御中

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する労働法の一部条項の施行指導を定める 2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/NĐ-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号を実施するため、.....省（市）労働・傷病兵・社会局は、第.....四半期/上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関して、以下の通り報告する。

I. 外国人労働者の一般的な状況

1. 外国人労働者使用の必要性に対する承認状況（各機関、企業、組織、請負業者において承認された数量、業務上の地位を明確に記載する。）
2. 労働許可証の発給状況（各機関、組織、企業及び請負業者における労働許可証の発給状況を明確に記載する）
3. 地域において勤務する外国人労働者に対する管理業務（成果、原因、課題、問題点）
（第.....四半期/上四半期/.....年の年間における外国人労働者の状況を纏めたデータに関する報告を添付する）

II. 実施すべき対策、及び提案

1. 外国人労働者の管理に関する対策
2. 提案

文書受取場所：
- 上記表題に記載した場所、
- 保管：.....

局長
（記名の上、署名、押印）

第.....四半期/上半期/.....年の年間における外国人労働者の状況に関する報告

(年/月/日)付報告書.....号に添付

単位：人

順序	国籍	年度期首からの総累計	四半期/上半期/年間毎の発生実態		業務上の地位				労働許可証					企業、機関、組織、請負業者				
			合計	内、一年未満勤務している外国人労働者		管理者	執行者	専門家	技術労働者	労働許可証発給	労働許可証免除認定済	労働許可証発給申請書類/労働許可証免除認定申請書類提出済	労働許可証発給申請書類/労働許可証免除認定申請書類未提出	労働許可証回収	企業		機関組織	請負業者
				数量	平均給料(VND)										国内企業	外資企業		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
																	
合計																		

局長

(記名の上、署名、押印)

文書受取場所：

- 上記表題に記載した場所、

- 保管：.....

注： - (4) = (7) + (8) + (9) + (10) = (11) + (12) + (13) + (14) + (15) = (16) + (17) + (18) + (19)